

IV 介護報酬の請求等の時効について

1 介護報酬の請求にかかる消滅時効について

事業所が介護報酬の支払を受ける権利は、介護保険法第200条第1項の規定により、2年を経過したときに時効によって消滅することとされています。(この期間は給付管理票の提出の有無に左右されません。)

介護報酬は、各月分について翌月10日までに請求し、審査後、その翌月末までに支払うこととされていますので、時効の起算日は「サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日」になります。

例えば、平成24年4月のサービス提供分にかかる介護報酬は、平成24年7月1日から消滅時効が進行し、2年を経過したときに消滅しますから、時効が中断されない限り、平成26年6月末をもって消滅することになります。

2 介護扶助にかかる介護報酬の請求の消滅時効について

介護扶助(生活保護)に係る介護報酬(被保険者の場合は1割分、被保険者以外の場合は10割分)の請求の消滅時効については、地方自治法第236条第1項の規定により5年となっております。時効の起算日については、介護保険と同様です。

なお、保険給付分(9割分)について時効が成立している介護報酬の審査支払は、国保連合会においては行わないのでご留意下さい。

3 主治医意見書作成料請求にかかる消滅時効について

主治医意見書作成料請求にかかる消滅時効については、民法第170条第1号の規定により3年となっております。時効の起算日は「市町村に意見書を提出した翌日」になります。